

**松阪市限定！**

# 令和3年度中小企業を支える ものづくり等支援事業補助金のご案内

松阪市では、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う中小企業を応援するため、国の「**ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金**」**低感染リスク型ビジネス枠に上乗せ支援を行います！**

## 市の支援制度概要

1. 支援対象事業者 松阪市内の中小企業等で、国が実施する「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（以下「ものづくり補助金」という。）」の交付決定を受け、補助事業を実施する事業者  
ただし、「ものづくり補助金」の申請書類に記載の従業員数が、事業者都合により補助事業終了時に減少していないこと。

## 2. 支援対象事業の概要

補助対象事業	「ものづくり補助金」に令和4年3月末までに申請または採択を受けた事業 <b>低感染リスク型ビジネス枠に限る。一般型（通常枠）、グローバル展開型は対象外です。</b> 第6次締切（令和3年5月13日）、 第7次以降のスケジュールは国からの発表があり次第、掲載します。
補助金額	「ものづくり補助金」補助対象経費から国補助金を除いた額（上限150万円）

※ 国の支援施策が変更となった場合、補助対象事業・補助金額が変更となる場合があります。

※ 補助金交付決定額の8割を上限に概算払（前払い）が可能です。

## ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（国の制度）とは？

中小企業等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等)等に対応するため、中小企業等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援する制度です。

問い合わせ・申請先：ものづくり補助金事務局サポートセンター

受付時間：10:00～17:00/月曜～金曜（土日祝日除く）

電話番号：050-8880-4053

ホームページアドレス：<http://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html>

## 提出期限及び提出先

国の交付決定を受けてから30日を経過する日までに、必要書類を下記提出先まで郵送又はご持参下さい。

【提出先】 〒515-8515 松阪市殿町 1340 番地 1 松阪市役所 企業誘致連携課  
(TEL : 0598-53-4366 E-mail : kig.sec@city.matsusaka.mie.jp)

詳しくは松阪市ホームページ（令和3年度松阪市ものづくり等支援事業補助金）をご覧ください。

## 提出書類（各1部）

1. 「中小企業を支えるものづくり等支援事業補助金」（市）の交付申請書（押印不要）
2. 「ものづくり補助金」（国）事業計画（※電子申請した計画を印刷したもの）
3. 「ものづくり補助金」（国）交付決定通知書のコピー
4. 市税の完納証明書原本（市役所2階市民税課（TEL53-4026）で取得してください。手数料200円）
5. 会社概要、パンフレット等（任意）

## 支援事業の流れ

### 1 交付申請書提出

・国補助金の交付決定を受けた事業者は、「中小企業を支えるものづくり等支援事業補助金」交付申請書（市）に必要な書類を添付して、市へ提出してください。

### 2 交付決定・概算払

・申請書に不備がなければ、交付決定通知書（市）を送付します。  
・交付決定額の8割を上限に、概算払いが可能です。

### 3 事業の実績報告

・補助対象事業が完了し、国からの補助金額確定後、30日以内に実績報告書に必要な書類を添付して、市へ提出してください。

### 4 補助金額の確定

・補助事業が適正に行われたことを確認のうえ、補助金額の確定通知書（市）を送付します。

### 5 補助金の精算払

・補助金請求書（市）を市へ送付してください。市が請求書を受け取り後、補助金をお支払い（精算払い）します。

## お問い合わせ

松阪市役所 企業誘致連携課 担当（山中、道明） 電話0598-53-4366